

萩支店長
税理士
青海 博文



所長
税理士
行本 康文



【行本会計事務所 萩支店】

住所：〒758-0061
萩市大字椿 2760 番地 6
TEL：0838-24-0086
FAX：0838-24-0087



この度、平成十八年四月十二日（水）に長門支店と益田支店との統合を行い、萩に拠点を置く運びとなりました。

今後、より高品質なサービスとサポートをご提供できるものと確信致しております。

従業員一同、皆様のご期待にお応えできるよう一意専心努める決意でございますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

萩支店開設のお知らせ

STEP
Vol.33

行本会計事務所通信

事務所通信がさらに読みやすくなりました！



山口大学で企業再生論スタート(前期二単位)

論点を概説する「中小企業再生論」で、地方金融機関の不良債権処理の実情や債権放棄を受けた企業の税制などがテーマです。税制などに踏み込んだ学部のレベルの企業再生講座は全国的にも珍しいため、学生には大人気で、約二百名入る第一大講義室がいつも満席になります。



新聞等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、当事務所所長の行本康文が山口大学経済学部にて、前期二単位の講座を持つことになりました。平成十八年四月十二日から毎週九〇分の講座が十五回続きます。地域企業の私的整理などに伴う

税務カレンダー

【平成18年6月】

- 国 税 税務署長から18年分所得税の予定納税額の通知（15日まで）
- 地方税 個人住民税第1期分の納付
- 労 務 労災の年金受給者の定期報告（1月～6月生まれ）期限＝30日まで

【平成18年7月】

- 国 税 所得税予定納税額の減額承認申請期限＝15日まで
所得税予定納税額第1期分の納付期限＝31日まで
- 地方税 固定資産税及び都市計画税第2期分の納付
- 労 務 労働者死傷病報告：休業4日未満（4月～6月分）期限＝31日まで
障害者・高齢者・外国人雇用状況報告期限＝15日まで
社会保険の報酬月額算定基礎届期限＝10日まで



財務ポイント分析2時間講座のご案内

【会場】 行本会計事務所萩支店（駐車場完備）

【日時】 平成十八年六月十五日（木）
十七時～十九時

【料金】 三〇〇〇円

【対象者】 経営者またはそれに準ずる方

お申し込みは
萩支店 0838 24 0086
までお電話ください。

《発行元》
行本会計事務所
TEL：083-925-1383
FAX：083-925-1349

《発行日》
平成18年6月1日

1分で読める
行本コラム

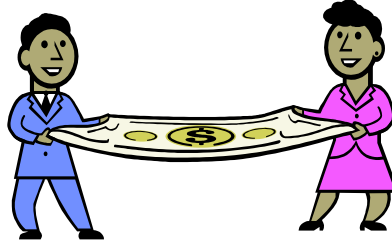
～景気の回復と優勝劣敗～

政府は景気診断を「景気は回復している」としています。この景気回復が中小企業にとってどのような影響が出るかについて、逆説的ですが心配の念を抱いています。

日本銀行はバブル崩壊後、日本の景気をよくするために金利を下げってきました。しかし、金利が実質ゼロ（ゼロ金利政策）になっても景気がよくなかったため、世の中に出回るお金の量を増やし、銀行にたくさんのお金を持たせることに



より、企業にお金を貸し出すように仕向けて、景気を上げるといふ「量的緩和」を5年間続けてきました。



お金というものは、より効率を求めて動くものです。一部には、土地への投機が始まったようにも伝えられています。

確かに景気は回復しています。消費者物価はマイナスからプラスに転じました。景気が回復傾向にあると判断した日銀は、3月9日に量的緩和政策の解除を決定しました。次は、政策金利をいつ上昇に転じさせるかということです。つまり、問題は『するか、しないか』ではなく『いつするか』なのです。

ゼロ金利政策は近未来にいつか提起せざるを得ないことなのです。ところが、この問題は中小企業を直撃します。景気回復は歓迎すべきことです。しかしながら、一方では金利の上昇となって影響を及ぼすことになるのです。通常ですと、金利の上昇は景気の上昇分の利益で吸収されることになるのです。しかし、過大な負債を持っている企業にとっては、景気回復による利益の享受より金利上昇による損失の負担が多くなるのです。

結果的に、『優勝劣敗』の傾向を一層推進します。つまり、強いものはより強く、弱いものはより弱くなるのです。強いものだけが生き残る契機となるのです。私は、景気回復の次に起こることは以上のような現象ではないかと考えています。

職員コラム Vol.8 神崎(山口本部)

我が家の長女「さくら」です。ちょっとおてんばですが、無口で水遊びの大好きな女の子です。寝起きはポーッとて、なかなか次の行動を起こしません。

実は、この子「さくら」2号なのです。家を建てたら、犬を飼いたい！そして我が家に来たゴールデン。ご近所のアイドルでした！夏の暑い日、主人の里での突然死・・・わずか4ヶ月の短い一生でした。それから1年後、今の「さくら」が我が家に来て来ました。さっそうと歩く姿、「待て」の号令で座る姿、なかなか美人ですよ！



65歳までの雇用確保義務化へ向けて中小企業が検討すべき課題とは

～ 第2回目：高年齢者雇用における賃金設定～

高年齢者を雇用する際に問題となるのが、賃金です。各種アンケートを見ると60歳以降の賃金は、定年間の60%～70%程度まで低下させる企業が多いのが現実です。

そこで、今回は、

1. 定年後の賃金設定と公的給付
 2. 賃金引下げに伴う法的リスク
- という視点で解説を加えたいと思います。

1. 定年後の賃金設定と公的給付

前述のように、60歳以降の賃金を下げることによって企業に法定福利費も含めた人件費削減効果(メリット)が出るのは当然ですが、従業員からすると賃金が減る(デメリット)こととなります。

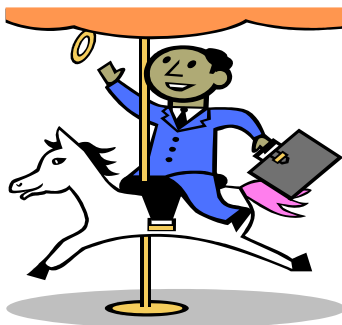
しかし、このデメリットを緩和してくれるものとして高年齢雇用継続給付や在職老齢年金(以下、公的給付という)があります。

公的給付を考慮した60歳以降の賃金設定は、雇用保険や社会保険の適用を受ける従業員を対象に行います。

要は、会社から支払う賃金・賞与と、国から支払われる高年齢雇用継続給付や在職老齢年金のベストミックスを探り、従業員本人の手取額が最大になるよう賃金設定を行うのです。これにより従業員も定年前を大きく下回ることのない手取額で安心して働けることとなります。(手取額が最大になるのは、60歳到達時の61%付近で賃金設定をするときと言われています)

しかしながら、このような賃金設定は、公的給付の制度や受給条件などを理解しなければ企業自身で行うことは難しいものですし、

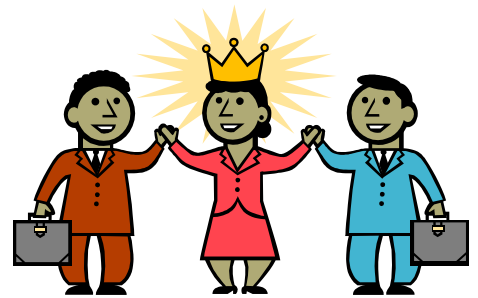
公的給付の受給を目的にすることが本来あるべき賃金決定方法を壊してしまうなどいくつかの問題点も抱えています。



2. 賃金引下げに伴う法的リスク

「よその会社がやっているから」といって、単純に60歳を過ぎた従業員の賃金をカットすることは法的に問題があり、労使間のトラブルを招くことにもなりかねません。

人件費という視点から考えた場合、今回の法改正への対応策であ



る3つ(定年延長 再雇用制度の導入 定年制の廃止)のうち、賃金等労働条件の下方修正を実施しやすいのは、再雇用制度を導入するケースです。

再雇用制度の場合、定年により一旦退職後、再度、雇用契約を締結するという考え方になります。定年前の雇用契約が終了し、新たな雇用契約を結ぶことになるのですから、賃金に限らず労働条件全般についてリセットすることが可能です。

しかし、定年延長や定年廃止を導入される場合には、雇用契約の再締結がなく、現行の雇用契約がそのまま引き継がれるわけですから、定年前と同じ仕事をさせながら労働条件を引き下げると、従業員にとっての不利益変更となります。この場合、会社は従業員と十分話し合っって個別の同意を得ることが必要です。

なお、65歳までの雇用確保に当たって、定年前の時点より労働条件を変更するケースでは、再雇用制度においては雇用契約書、定年延長・定年廃止においては、同意書等の書面でその内容を残しておくことがトラブル防止に役立ちます。くれぐれも口約束は避けて下さい。

もちろん、職場のルールである就業規則・賃金規程・退職金規程などの整備・改定も併せて行わないと高年齢者の労働条件変更に対応できないケースもありますのでご注意下さい。

知って得する！ 知らなきや損する！！ 中小企業税制のススメ

経営者・経理担当者必見！ 次の設備投資のご参考に！！

◆シリーズ第1回◆ ～ 中小企業投資促進税制 ～



設備投資をしたときに税金が安くなる『中小企業投資促進税制』というのをご存知ですか？これは従来の『IT投資促進税制』が廃止され、『中小企業投資促進税制』が平成18年4月1日に改正され拡充された税制です。この『中小企業投資促進税制』を活用すると減価償却の特別償却（取得価額の30%）または法人税の税額控除（取得価額の7%、但し法人税の20%以内）が認められます。

項 目		中小企業者等 ¹	特定中小企業者等 ²
機械装置	対 象	す べ て	
	金 額	取 得	1台160万円以上（特別償却）
		リ ー ス ⁴	1台210万円以上（税額控除）
ソフトウェア 器具備品	対 象	特定の2品目 ³ とソフトウェア	
	リ ー ス	取 得	同一種類の合計額120万円以上（特別償却）
		リ ー ス ⁴	1台210万円以上（税額控除）
その他の設備		普通貨物自動車（車輻総重量が3.5t以上のもの） 内航船舶（但し、取得価額の75%が対象）	
適用期間		平成18年4月1日～平成20年3月31日	

1 「中小企業者等」とは？

以下のいずれかに該当し、青色申告書を提出する法人・個人等をいいます。

- (イ) 資本金が1億円以下の法人(但し、大規模法人の子会社は除く)
- (ロ) 資本金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- (ハ) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- (ニ) 農業協同組合等

2 「特定中小企業者等」とは？

「中小企業者等」のうち、資本金が3,000万円を超える法人以外の法人・個人等をいいます。

3 「特定の器具・備品」とは？

事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定められている次のものです。

電子計算機 デジタル複合機 ソフトウェア

4 リース要件

- (1) リース契約期間が5年以上で、かつリース資産の耐用年数を超えないこと。
- (2) リース契約において、リース費用の総額がリース資産ごとに定められており、かつリース契約期間内に均等額により定期的に支払われることとされていること。

注) 申告の際には、別表・付表を添付しなければなりません。

控除税額、注意点など詳しくは顧問税理士にご相談ください

拠点紹介



【山口本部】

山口市矢原642-26

TEL 083-925-1383

FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F

TEL 082-545-2320

FAX 082-545-2307



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東

1-11-15-5F

TEL 092-431-6650

FAX 092-431-6621



【防府支店】

防府市佐波1-13-1

TEL 0835-27-2700

FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6

TEL 0838-24-0086

FAX 0838-24-0087

・・・中国、九州地区5市に拠点を置き

活動しています・・・